生駒市規則第34号

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

生駒市長 山 下 真

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則

生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように 改正する。

第2条中「市民課 市民係 記録係」を「市民課 市民係」に改める。

第11条市民係の項中第15号を第18号とし、第2号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 戸籍法による各種届出等に係る諸台帳の作成及び管理並びに職権による事務処理に関すること。
- (3) 戸籍法による各種届出等に係る統計、報告及び通知に関すること。
- (4) 戸籍法による照会の回答に関すること。
- 第11条市民係の項に次の6号を加え、同条記録係の項を削る。
  - (19) 在留事務に関すること。
  - (20) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第1項の通知に関すること。
  - (21) 人口動態及び推計人口に関すること。
  - (22) 埋火葬及び市営火葬場の使用許可に関すること。
  - (23) 死産届に関すること。
  - (24) 部の庶務に関すること。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。